

いじめ防止対策推進法に基づく本校の組織について

『いじめ防止対策推進法』の規定に基づいて、以下のとおりいじめの防止等の対策を行う常設組織（委員会）を設置し、学校のいじめ対策のための諸施策の中核となる役割を担うこととする。

1 委員会の名称

生徒支援委員会

2 委員会の業務（役割）

- (1) 既存の教育相談委員会及び特別教育委員会の役割や機能の継承
- (2) 学校基本方針の見直し、同方針に基づく取組の実施及び指導年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (3) いじめの相談窓口としての役割
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (5) いじめの疑いに係る情報があつた場合緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (6) 重大事態（※）発生時に対処の中心となる役割
 - ア 質問票の使用等により事実関係を明確にするための調査を実施
 - イ 被害生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供
 - ウ 調査結果等について県教育委員会に報告

※ 重大事態とは（法 28 条と国の基本方針の規定より）

○子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○欠席の原因が、いじめであると疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日間を目安とする）、学校を欠席しているとき、あるいは一定期間連続して欠席しているとき。

○子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立てがあつたとき。

3 委員の構成

(1) 校内委員

副校長、教頭、生徒課長、各学年主任、養護教諭、生徒支援委員長

(2) 校外委員

- ・心理等専門家（矢野氏） ＊スクールカウンセラー・臨床心理士
- ・医療従事者（鈴木氏） ＊学校医
- ・有識者（瀬戸氏） ＊学校評議員・静岡文化芸術大学教授
- ・PTA関係者（川崎氏） ＊PTA会長

※その他、必要に応じて警察、児童相談所、医療機関等との連携を図る。

●通常時の業務

NO	業務	校内委員	校外委員	他の出席者（担当者）
1	いじめ防止基本方針の策定・見直し	○	○	（年1回程度委員会開催）
2	いじめ防止のための対策、計画の立案	○	※	—
3	いじめの相談・通報の窓口	○	—	—
4	いじめの関係生徒に事実関係を聴取 周辺の生徒への聴取、裏付けとり 事実関係の整理	○	—	関係HR担任 関係部活動顧問 生徒指導委員会と連携
5	被害生徒への支援 加害生徒への指導 学校の措置、対応づくり	○	※	関係HR担任 関係部活動顧問 生徒指導委員会と連携
6	関係生徒の保護者への情報提供と連携	○	—	関係HR担任・部活動顧問
7	県教育委員会への対応報告	○	—	校長、副校長

※状況に応じて意見聴取又は出席依頼

●重大事態発生時の業務

NO	業務	校内委員	校外委員	他の出席者（担当者）
1	いじめの関係生徒に事実関係を聴取 周辺の生徒への聴取、裏とり 事実関係の整理	○	○	校長、副校長 関係HR担任・学年主任 生徒指導委員会と連携
2	県教育委員会に発生を報告	○	—	校長、副校長
3	危機対応（マスメディア、苦情等）	○	—	校長、副校長
4	被害生徒への支援 加害生徒への指導 学校の措置、対応づくり	○	○	校長、副校長 関係HR担任・学年主任 生徒指導委員会と連携
5	県教育委員会に調査結果を報告	○	—	校長、副校長